

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC （ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （○）

【タイトル】 2022年度、税制改正大綱について（閣議決定）

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は2021年12月24日、「令和4年度税制改正の大綱」（※）を閣議決定しましたので、ご案内いたします。

10日に公表された与党税制改正大綱と同様の内容で、2022年1月にも召集される見通しの次期通常国会に、関連法案を提出する予定とされています。

※ 2021年12月24日、閣議決定「令和4年度税制改正の大綱」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

（参考）2021年12月10日、与党決定「令和4年度税制改正大綱」

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf

同大綱では、年金制度に関する具体的な税制改正内容の記載はありませんが、12月10日に与党が決定した「令和4年度税制改正大綱」において、「令和4年度税制改正の基本的考え方」、「検討事項」として、以下のとおり示されております。

<令和4年度税制改正の基本的考え方>与党税制改正大綱より一部抜粋

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

①諸控除の見直し（略）

②私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。（与党大綱9頁より抜粋）

<検討事項>与党税制改正大綱より一部抜粋

年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。（与党大綱96頁より抜粋）

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202112-170-0382-D